

架空請求被害が急増しています!

詐欺業者による、法務省等の公的機関を語った「消費料金未納による訴訟最終告知」等といったハガキが、全国規模で送られています。町内にも既に何回も受け取った方が多くいます。

分からず「とりあえず電話してみよう」と掛けることでこちらの電話番号が知られ、後に詐欺業者から電話がくることとなります。

* 被害発生の流れ

- ①ハガキが届く。何か分からずハガキの送り主(詐欺業者)に電話をかけてしまう。
- ②電話番号が知られる。電話で「訴訟取り下げ料が必要」などウソを言われて金銭の支払いを要求される(弁護士費用、後でお金は戻る、など言われる場合も)。
- ③信用してしまい支払いに応じる。支払い方法は銀行口座への振込、コンビニでプリペイドカード購入やコンビニの端末操作後にレジでの支払など。

誰にでも心の隙間があります。その時の状況から信じてしまうことは誰にでも当てはまります。また詐欺業者の語りが上手であった場合は、誰もが疑うことができません。恥ずかしがらずに家族、消費生活センターに相談してください。また、ハガキのみならず封書で届く被害も発生しております。このような場合は必ず、消費生活センターにご相談ください。

まずは無視する、間違っても連絡しない、不安な時は消費生活センターに相談する、を心がけてください。消費生活センターは“局番なしの188(消費者ホットライン)”でつながります。



松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。
月～木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

インターネットによる人権侵害

インターネットの利用者は通信機器の急速な普及により年々増加しています。パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など、時と場所を選ばずインターネットに接続することができるため、インターネットが私たちの日常生活をはじめ、学校・仕事などあらゆる場面で、大きな存在となっています。

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、間違った使い方や悪意をもって使うことで、社会的にも大きな影響を及ぼす場合があります。

たとえば、不特定多数の人々に匿名で大量の情報発信ができるというインターネットの特性を悪用して、他人を誹謗中傷する書き込み、プライバシーの侵害、差別を助長するような表現、個人情報の流出などが挙げられます。

こうしたインターネットによる人権侵害を防ぐには、利用者一人ひとりが他の人の人権を侵害しないよう個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるとともに、情報の収集、発信における責任を自覚し、情報モラルを身に付けることが必要ではないでしょうか。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。

また、埼玉県では、12月4日から10日まで「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。